高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 31 日
厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案について、令和８年２月 12 日（木）から同年３月 13 日（金）まで御意見を募集したところ、２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	高次脳機能障害のある人を支援して約 25 年の支援者です。職種は作業療法士です。 私が支援の中で感じたことは、高次脳機能障害は適切な支援や環境があれば時間はかかっても回復する障害であるということです。 そのためには、関係者や家族が当事者と意思疎通をはかり意思決定を支援していくことが重要だと感じています。というのは、多くの当事者は、その障害特性から、障害を認識したり、相手の意図や言葉を正しく理解したり、自分の考えをまとめたり、段取りよく問題解決することが苦手です。 条文第三条第 3 項には『その意思決定の支援に配慮しつつ』という文言が、第十五条には『個々の高次脳機能障害者の特性に応じた意思疎通	本告示は、社会福祉に関する科目を定める省令第４条第１項第７号、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第１条第８項等に規定される「厚生労働大臣が別に定める施設又は事業」に対象施設として、高次脳機能障害者支援センターを追加するとともに、その他告示について用語の整理を行うほか、所要の改正を行うものとなります。いただいた御意見については、参考にさせていただきます。

	の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする』とあり、高次脳機能障害者支援法の素晴らしさを感じました。そうした配慮の上に信頼関係が生まれ、当事者が尊厳を保ちつつ他の人と共生できるのだと思います。 　ところが、第十一条（地域での生活支援）、第十二条（教育的支援）、第十三条（就労の支援）、第十九条（高次脳機能障害センター等）などの具体的な支援については、意思疎通支援や意思決定支援という文言が全くなく、基本理念との隔たりに強い違和感を覚えました。こうした具体的な支援についても意思疎通支援、意思決定支援という文言が必要ではないでしょうか。ご検討をお願い致します。	なお、高次脳機能障害者支援法第４条及び第５条において、国や地方公共団体の責務として、御指摘の第３条第３項基本理念にのっとり高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を策定・実施する責務を有するとされています。
２	作業療法士です。地域で、NPO 法人を作り、高次脳機能障害者、家族、関係者などがともに高次脳機能障害者と家族を支える活動をしています。 　第十六条（高次脳機能障害者の家族等に対する支援）についてです。家族支援の条文が入ったことは画期的なことだと思いますが、現在、高次脳機能障害の当事者が主体的に当事者会を作り、互いに支え合い、自分たちの声を上げるようになってきています。しかし、こうした当事者の支え合い活動に対する支援については何も触れられていません。 家族の支え合い活動同様、高次脳機能障害当事者の支え合い活動についても国や地方公共団体は支援すべきではないでしょうか。	本告示は、社会福祉に関する科目を定める省令第４条第１項第７号、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第１条第８項等に規定される「厚生労働大臣が別に定める施設又は事業」に対象施設として、高次脳機能障害者支援センターを追加するとともに、その他告示について用語の整理を行うほか、所要の改正を行うものとなります。いただいた御意見については、参考にさせていただきます。 　なお、高次脳機能障害者支援法により新設される高次脳機能障害者支援センター等では、医師や専門職のほか当事者等を対

		象とした高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等も行うこととしています。